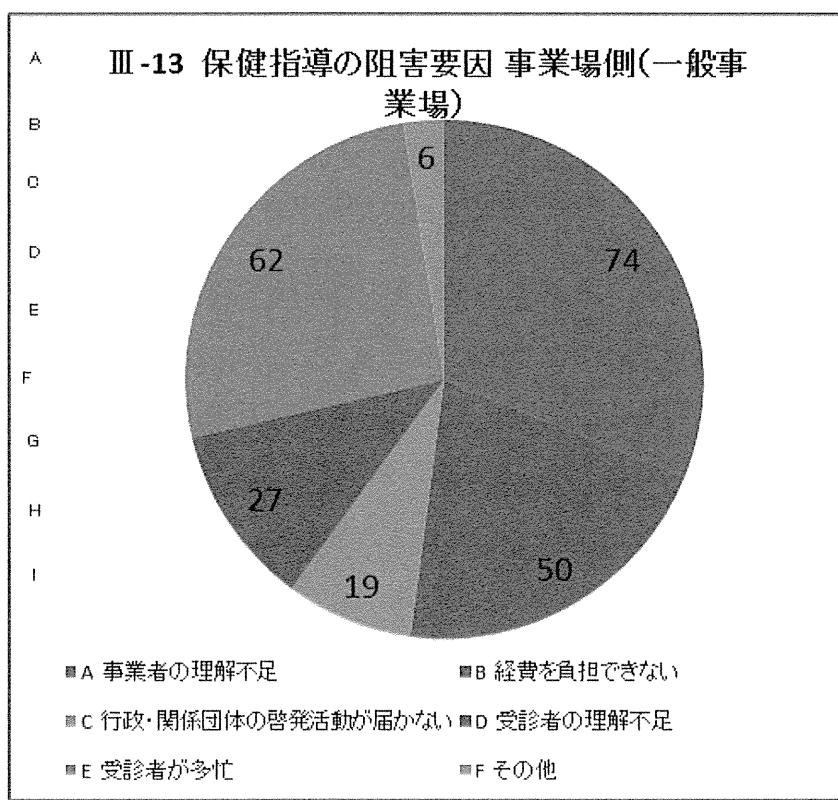


### III-13 保健指導の阻害要因（2つ以内の回答可）

前問で、保健指導が「円滑には実施されていない」と回答した健診機関に對し、保健指導の円滑な実施を阻害している要因について質問した結果は次のとおりである。

#### （1）事業場側の要因（労働者数50人以上）

労働者数50以上の事業場の側の要因について聽いたところ、「事業者の理解不足」と回答した健診機関が74健診機関（31.1%）、「受診者が多忙」と回答した健診機関が62健診機関（26.1%）、「経費を負担できない」と回答した健診機関が50健診機関（21.0%）などであった。



区分	回答項目	回答数	%
A	事業者の理解不足	74	31.1%
B	経費を負担できない	50	21.0%
C	行政・関係団体の啓発活動が届かない	19	8.0%
D	受診者の理解不足	27	11.3%
E	受診者が多忙	62	26.1%
F	その他	6	2.5%
	無回答	60	-
	計	298	100.0%

[F の他の内容]

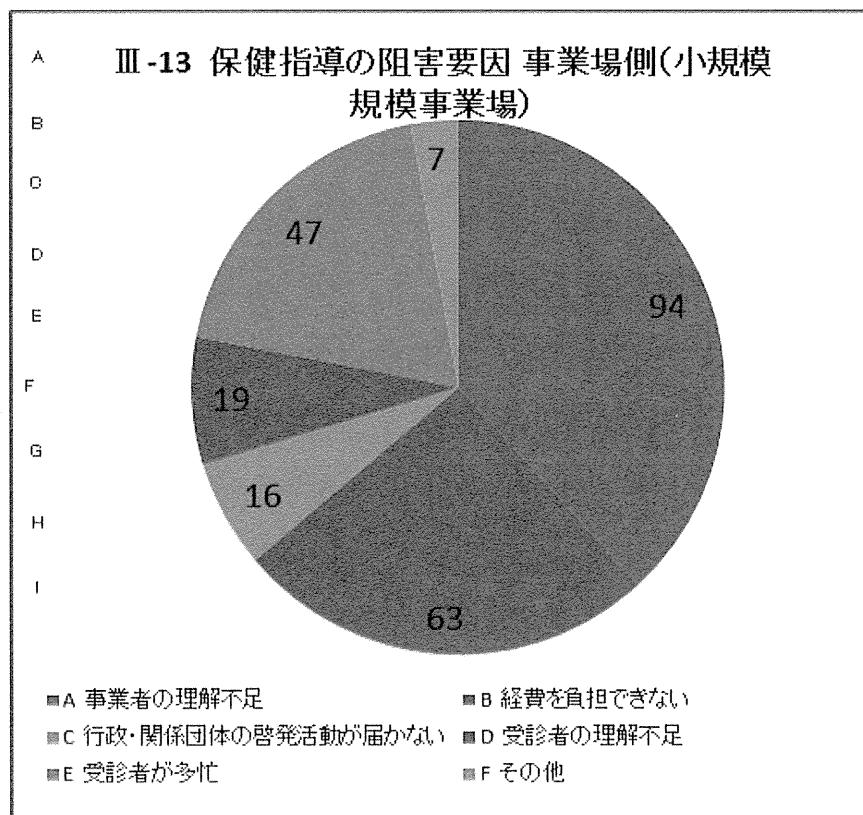
産業医が実施していると思うが、実態調査したことはない

事業者が必要性を感じているか不明。さらに健診機関側からの啓発も行えていないのが実情

### III-13 保健指導の阻害要因（2つ以内の回答可）

#### （2）事業場側の要因（労働者数50人未満）

労働者数50人未満の事業場の側の要因については、「事業者の理解不足」と回答した健診機関が94健診機関（38.2%）、「経費を負担できない」と回答した健診機関が63健診機関（25.6%）、「受診者が多忙」と回答した健診機関が47健診機関（19.1%）などであり、「経費を負担できない」が2番目に多いが全体的な傾向は（1）と同様であった。



区分	回答項目	回答数	%
A	事業者の理解不足	94	38.2%
B	経費を負担できない	63	25.6%
C	行政・関係団体の啓発活動が届かない	16	6.5%
D	受診者の理解不足	19	7.7%
E	受診者が多忙	47	19.1%
F	その他	7	2.8%
	無回答	61	—
	計	307	100.0%

[Fのその他の内容]

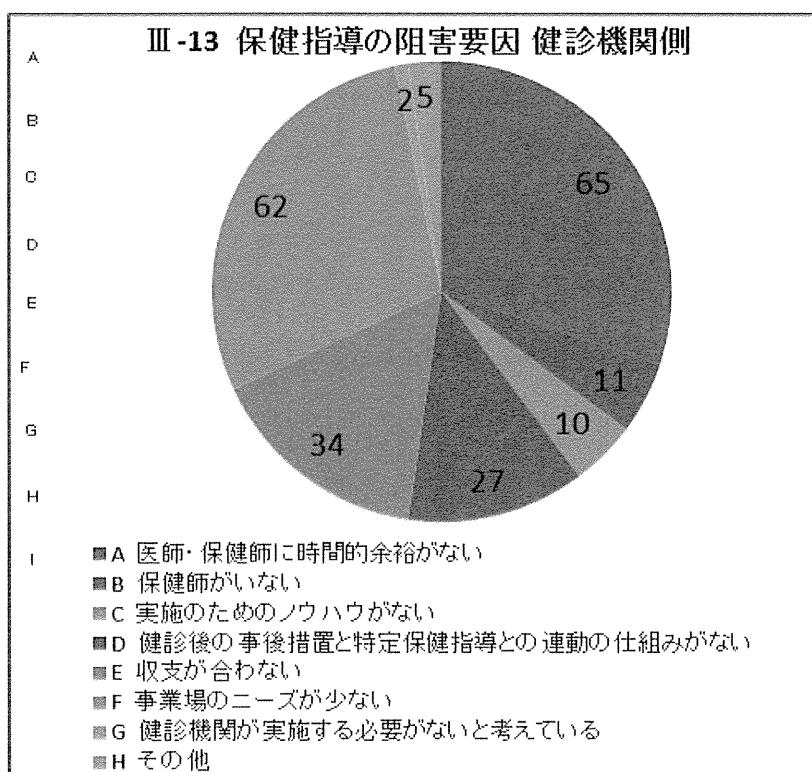
事業者が必要性を感じているか不明。さらに健診機関側からの啓発も行えていないのが実情

他の支援体制のある所を紹介している〈保健推進センター連絡所 無料実施〉

### III-13 保健指導の阻害要因（2つ以内の回答可）

#### （3）健診機関側の要因

健診機関側の要因について聴いたところ、「医師・保健師に時間的余裕がない」と回答した健診機関が 65 健診機関（30.1%）と「事業場のニーズが少ない」と回答した健診機関が 62 健診機関（28.7%）が多く、次いで「収支が合わない」と回答した健診機関が 34 健診機関（15.7%）、「健診後の事後措置と特定保健指導との連動の仕組みがない」と回答した健診機関が 27 健診機関（12.5%）などであった。



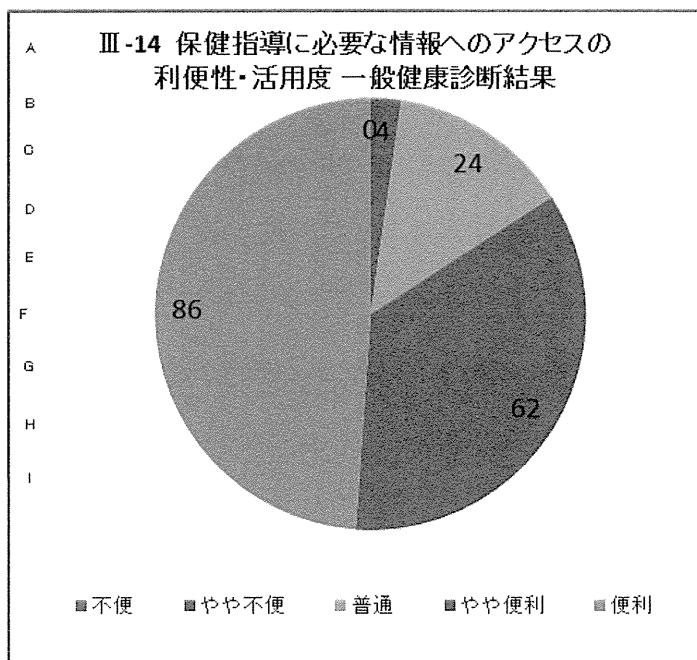
区分	回答項目	回答数	%
A	医師・保健師に時間的余裕がない	65	30.1%
B	保健師がいない	11	5.1%
C	実施のためのノウハウがない	10	4.6%
D	健診後の事後措置と特定保健指導との連動の仕組みがない	27	12.5%
E	収支が合わない	34	15.7%
F	事業場のニーズが少ない	62	28.7%
G	健診機関が実施する必要がないと考えている	2	0.9%
H	その他	5	2.3%
	無回答	58	-
	計	274	100.0%

[Hの他の内容]

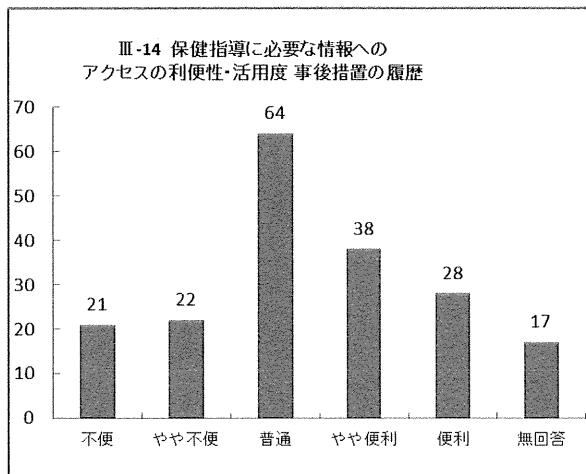
契約書等へ、具体的に回数や実施者など明記されていないので、保健師が動く
事業者が必要性を感じているか不明。さらに健診機関側からの啓発も行えていない。
事業場のニーズがない。
渉外職の理解、力量が得られにくい
保健指導そのものが高齢者医療確保法の特定保健指導に移行している。

### III-14 保健指導に必要な情報へのアクセスの利便性・活用度

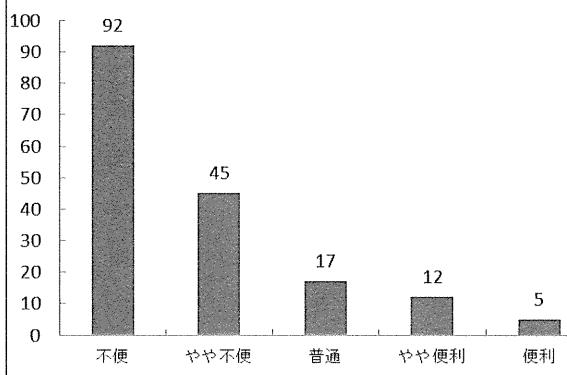
保健指導に必要な情報として、「一般健康診断結果（過去情報を含む）」、「事後措置の履歴（保健指導の履歴とその内容を含む）」、「過去の労働時間・過重労働等の情報」、「特殊健康診断結果」、「過去に発行された紹介状・産業医意見書等の情報」、「就業制限に関する情報」の6種類の情報を示し、これらの情報への健診機関としてのアクセスの利便性・活用度についてその程度を5段階に区分して聴いたところ、「一般健康診断結果（過去情報を含む）」の平均値は4.3で良好であるが、「特殊健康診断結果」の平均値は3.2、「事後措置の履歴（保健指導の履歴とその内容を含む）」の平均値は3.2で中間的な位置にあり、「就業制限に関する情報」の平均値は2.0、「過去の労働時間・過重労働等の情報」の平均値は1.8と低かった。「就業制限に関する情報」、「過去の労働時間・過重労働等の情報」については、過労死（脳血管疾患及び虚血性心疾患等）の予防という視点から必要な情報と考えられるが、健診機関としてのアクセスの利便性・活用度については低かった。



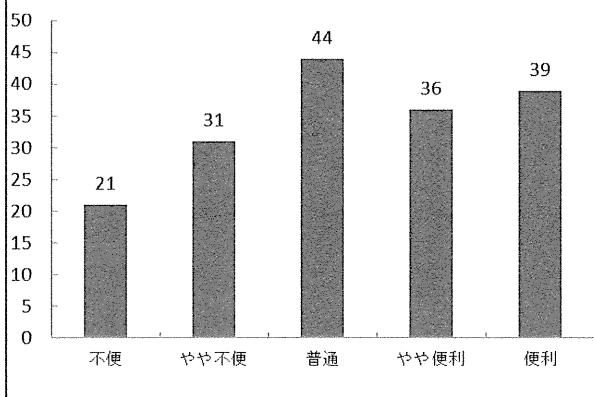
### III-14 保健指導に必要な情報へのアクセスの利便性・活用度



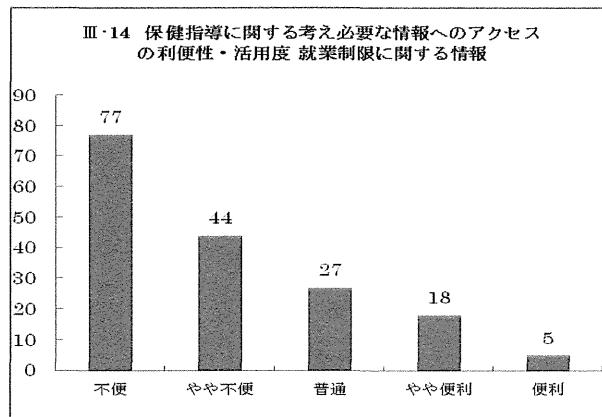
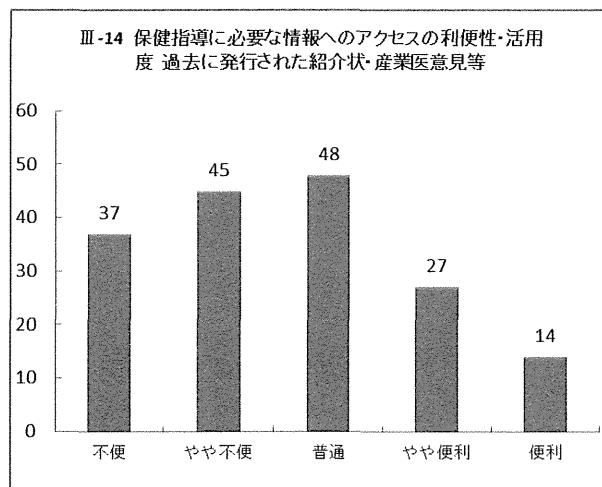
III-14 保健指導に必要な情報へのアクセスの利便性・活用度 過去の労働時間・過重労働等



III-14 保健指導に必要な情報へのアクセスの利便性・活用度 特殊健康診断結果



### III-14 保健指導に必要な情報へのアクセスの利便性・活用度



### III-14 保健指導に必要な情報へのアクセスの利便性・活用度

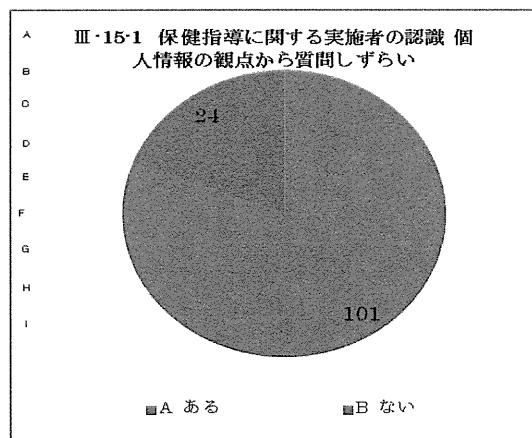
区分	利便性・活用度							平均値
	不便	やや不便	普通	やや便利	便利	無回答	計	
一般健康診断結果（過去 去情報を含む）	0	4	24	62	86	14	190	4.3
	0.0%	2.3%	13.6%	35.2%	48.9%	-	100.0%	
事後措置の履歴（保健 指導の履歴とその内容 を含む）	21	22	64	38	28	17	190	3.2
	12.1%	12.7%	37.0%	22.0%	16.2%	-	100.0%	
過去の労働時間・過重 労働等の情報	92	45	17	12	5	19	190	1.8
	53.8%	26.3%	9.9%	7.0%	2.9%	-	100.0%	
特殊健康診断結果	21	31	44	36	39	19	190	3.2
	12.3%	18.1%	25.7%	21.1%	22.8%	-	100.0%	
過去に発行された紹介 状・産業医意見書等の 情報	37	45	48	27	14	19	190	2.6
	21.6%	26.3%	28.1%	15.8%	8.2%	-	100.0%	
就業制限に関する情報	77	44	27	18	5	19	190	2.0
	45.0%	25.7%	15.8%	10.5%	2.9%	-	100.0%	

### III-15 保健指導に関する実施者の認識

IIIの12において保健指導が「円滑には実施されていない」と回答した健診機関に対し、その阻害要因を6項目について質問した結果は次のとおりである。

#### (1) 個人情報の観点から質問しにくい場面があるか

「個人情報の観点から質問しにくい場面があるか」との質問については、「ある」と回答した健診機関は101健診機関(80.8%)と多くを占め、「ない」と回答した健診機関は24健診機関(19.2%)であった。質問しにくい内容としては具体的な記載の内容のとおりである。



区分	回答項目	回答数	%
A	ある	24	19.2%
B	ない	101	80.8%
	無回答	65	-
	計	190	100.0%

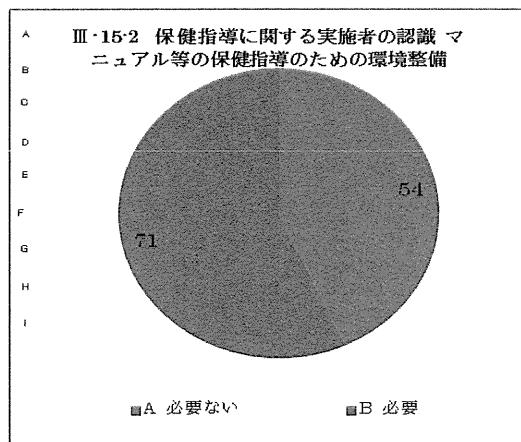
「ある」と回答した健診機関に求めた「具体例の記載」の内容は次のようにある。

グループ支援の場合
パワーハラスメントや就業形体の内状
メンタルヘルス関連
メンタルヘルス面で問題があると思われるが本人から主訴がない場合等
家族構成、一人暮らしかどうか等
家族構成等
休日の過ごし方についての質問やメンタル面でのストレス度を質問する場合
個室がなくプライバシーが保たれにくい場合（6）
個人情報の観点から、現在保健指導は必ず本人の同意に基づいて実施するため、必要にもかかわらず、保健指導を受け入れない方が多い。同意の取り方の工夫、もしくは義務化が必要と思われます。
個人面談の場所の確保をほぼしていただいているが共通スペースの一角などでせざるを得ない場合もまだあるため、周囲に配慮して面談している。
主に労安法の指導や二次健診と高令者医療確保法の特保の責任者のちがいにより、対応が異なるため困っている。特保については事業者へ伝えられない保険表がある
受診者情報が少くない
対象者の選定段階で、有所見者とわかつてしまうこと
病歴、家族歴

### III-15 保健指導に関する実施者の認識

#### (2) マニュアル等の保健指導のための環境整備の改善が必要か

「マニュアル等の保健指導のための環境整備の改善が必要か」との質問については、「必要」と回答した健診機関が 71 健診機関 (56.8%) で過半数であるが、「必要ない」と回答した健診機関も 54 健診機関 (43.2%) で少なくない。



区分	回答項目	回答数	%
A	必要ない	54	43.2%
B	必要である	71	56.8%
	無回答	65	-
	計	190	100.0%

「必要である」と回答した健診機関に求めた「具体例の記載」の内容は次のとおりである。

・データを速やかに確認できる健診システム数の増加
・モバイルの活用により事業
・積極的支援の180ポイント制度は手間が掛かり過ぎる。・動機付けと同じく初回と6ヶ月後の支援、又は3ヶ月後を加えての3回
・保健指導の実施の義務化・保健指導を教育する、スタッフ。
①保健指導の環境整備では、特に健診機関では各事業所もしくは各保険者の健診データがあるので、健診から連動した保健指導の対象者の抽出・該当者通知作成・受講者の経年管理。未受講者の抽出等が出来る保健指導と連動したシステム作りがとても重要になってくると思われる。②全国共通した簡単な請求事務マニュアル・結果入力・評価マニュアル等があるとよい。
ある程度、統一されたフォーマットが必要
スタッフ間で統一を図るため
プライバシーの確保ができ、その内容を相談・支援につなげられる
マニュアル等の整備に要する人、時間
マンパワー（2）
メンタルヘルスに関する情報を入手した場合の取決め
基準の統一
基準設定の統一化
経年的なデータについての評価基準
健康診断の一環として実施できるような整備
個室の確保
個人情報を守れる指導室の確保
指導区分、指導マニュアル
指導資料の統一
指導者の質を一定にする
施設内での保健指導体制づくり
事業者に対する指導の強化の必要性
事業場からの要望に対応しているケースだけの為
事業場の動き方や従業員への働きかけの方法を明示する

実施者間での差がないように、指導の流れを統一し、パンフレットを使用する。

安衛法 66条で必要とされる保健指導についての周知。小規模事業場への費用補助など

小規模事業所の場合の保健指導を行う部屋の確保。

人材育成と役割分担の明確化（保健師、看護師及び管理栄養士など）

生活習慣改善の具体的な事例等があれば参考にしたい

全国共通のマニュアル

全国的に共通のものがほしい

保健指導の内容に合わせて、（新人でも指導できるくらいの）標準作業書が必要と思われる。指導する保健師によって指導内容に差があるので、ある程度の基準を決めて、統一化していくと良いと思う。

保健指導情報のまとめ方

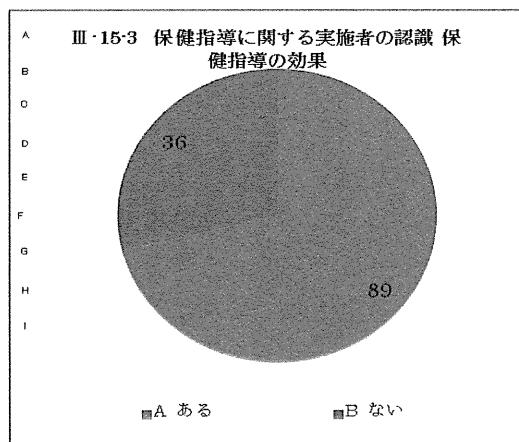
保健指導専用の個室の確保室内環境

様々な業務依頼に対して、複数のスタッフが対応している為、実施要領の整備、更新とみえる化を図るよう努力している。

### III-15 保健指導に関する実施者の認識

#### (3) 保健指導の効果があがっているか

「保健指導の効果があがっているか」との質問については、「効果がある」と回答した健診機関が 89 健診機関 (71.2%) を占めるのに対し、「効果はない」と回答した健診機関は 36 健診機関 (28.8%) にとどまった。予想された結果であるが、保健指導の促進を進めるうえで重要な結果であると考えられる。

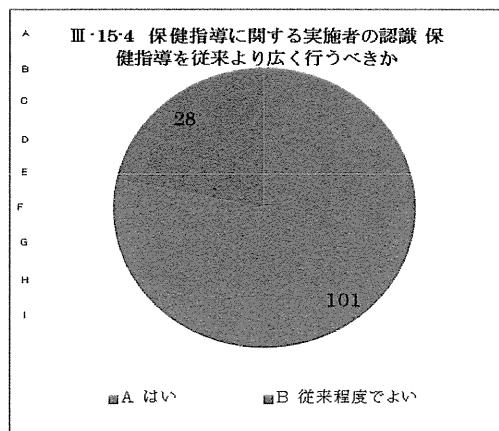


区分	回答項目	回答数	%
A	効果がある	89	71.2%
B	効果はない	36	28.8%
	無回答	65	-
	計	190	100.0%

### III-15 保健指導に関する実施者の認識

#### (4) 保健指導を従来より広く行うべきであると考えるか

「保健指導を従来より広く行うべきであると考えるか」との質問に対する回答は、「はい」と回答した健診機関が 101 健診機関 (78.3%) であるのに対し、「従来程度でよい」と回答した健診機関が 28 健診機関 (21.7%) であった。

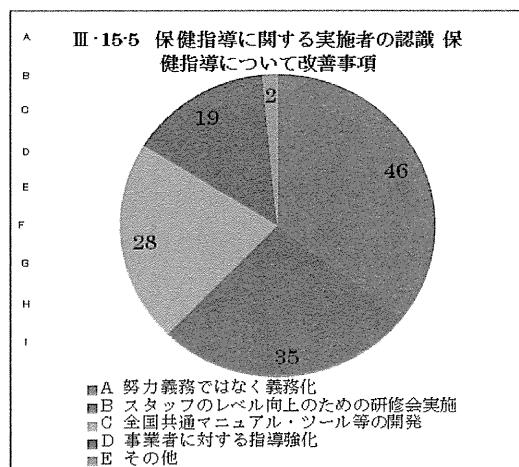


区分	回答項目	回答数	%
A	はい	101	78.3%
B	従来程度でよい	28	21.7%
	無回答	61	—
	計	190	100.0%

### III-15 保健指導に関する実施者の認識

#### (5) 保健指導について改善すべき事項は何か（2つまで選択可）

保健指導について改善すべき事項について質問したところ、「事業者に対する指導強化」が 85 健診機関（38.6%）と最も多く、「努力義務ではなく義務化」が 46 健診機関（20.9%）、「スタッフのレベル向上のための研修会実施」が 42 健診機関（19.1%）などとなっている。



区分	回答項目	回答数	%
A	努力義務ではなく義務化	46	20.9%
B	スタッフのレベル向上のための研修会実施	42	19.1%
C	全国共通マニュアル・ツール等の開発	41	18.6%
D	事業者に対する指導強化	85	38.6%
E	その他	6	2.7%
	無回答	60	-
	計	280	100.0%

### III-15 保健指導に関する実施者の認識

#### (5) 保健指導について改善すべき事項は何か

[Eのその他の内容]

高齢者医療確保法が制定される以前は義務化すべきと思っておりましたが現状両方を実施することはむつかしいと考えます。

指導効果について現場レベルでの全国統一（フォーマット）が必要

適正な料金に改正。実施内容も2～3回の面談とし、結果報告もシンプルにして頂きたい

努力義務ではなく、義務化が必要と感じる。特に職域保険の対象者には独身男性や若くて肥満者やデータの悪い方が多くみられる。必要な方への保健指導を痛切に感じます。メタボ基準以外でも生活習慣病などの基準を設け、悪い方には保健指導が受けられる仕組みが必要である。

補助金の制度